

令和5年2月犬山市議会定例議会会議録

第9号 3月17日（金曜日）

◎議事日程 第9号 令和5年3月17日午前10時開議

第1 第1号議案から第28号議案まで、
第30号議案から第39号議案まで及び第46号議案
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

第2 令和5年請願第1号及び請願第2号
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第1号議案から第28号議案まで、
第30号議案から第39号議案まで及び第46号議案

日程第2 令和5年請願第1号 保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書

令和5年請願第2号 子どもたちの命を守り、豊かな育ちを保障するために配置基準の改善を求める請願書

日程追加 諸般の報告

日程追加 委員会提出議案第1号 犬山市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程追加 委員会提出議案第2号 犬山市議会委員会条例の一部改正について

日程追加 第47号議案 犬山市副市長の選任について

日程追加 第48号議案 犬山市教育委員会教育長の任命について

第49号議案 令和4年度犬山市一般会計補正予算（第17号）

第50号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

◎出席議員（17名）

1番	畑 竜介君	12番	中村 貴文君
2番	小川 清美君	13番	岡 覚君
3番	長谷川 泰彦君	15番	三浦 知里君
4番	大井 雅雄君	16番	諏訪 毅君
5番	岡村 千里君	17番	久世 高裕君
8番	鈴木 伸太郎君	18番	柴山 一生君
9番	柴田 浩行君	19番	吉田 鋭夫君
10番	大沢 秀教君	20番	ビアンキ アンソニー君
11番	玉置 幸哉君		

◎欠席議員（1名）

14番 水野正光君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	江口俊也君
教育長	滝誠君	経営部長	鈴木良元君
市民部長兼防災監	中村誠君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	飯吉勝巳君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	中村浩三君
子ども・子育て監	長瀬尚美君	消防長	大澤満君
企画広報課長	井出修平君	総務課長	長谷川敦君
学校教育課長	大黒澄子君	学校教育課主幹	高木順二君

午前10時00分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、14番 水野正光議員。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第1号議案から第28号議案まで、第30号議案から第39号議案まで及び第46号議案

◎議長（三浦知里君） 日程第1、第1号議案から第28号議案まで、第30号議案から第39号議案まで及び第46号議案を一括議題とします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、柴山総務委員長。

〔総務委員長 柴山君登壇〕

◎総務委員長（柴山一生君） おはようございます。それでは、総務委員会から報告いたします。皆さんにお配りの報告書を朗読にかえます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（三浦知里君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、岡民生文教委員長。

〔民生文教委員長 岡君登壇〕

◎民生文教委員長（岡 覚君） お手元に配付の報告書の朗読をもって、民生文教委員会の審査結果をご報告いたします。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（三浦知里君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、柴田建設経済委員長。

〔建設経済委員長 柴田君登壇〕

◎建設経済委員長（柴田浩行君） 建設経済委員会の審査結果について、お手元に配付されております報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（三浦知里君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和5年3月17日

犬山市議会議長

三浦知里様

総務委員長

柴山一生

日 時 令和5年3月13日 午前9時57分から
午後1時20分まで

場 所 第1委員会室

出席委員 令和5年3月13日 5名（1名欠席）

付託議案

- 第1号議案 犬山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第2号議案 犬山市個人情報保護審査会条例の制定について
- 第3号議案 犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4号議案 犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正について
- 第6号議案 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第7号議案 犬山市税条例の一部改正について
- 第14号議案 犬山市職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第15号議案 犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第16号議案 犬山市職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 犬山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第22号議案 犬山市職員の降給に関する条例の一部改正について
- 第23号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第24号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第25号議案 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について（総務委員会

の所管に属するもの)

第27号議案 楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第28号議案 犬山市基本構想及び基本計画の策定について

第32号議案 令和5年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費を除く）

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費）

8款 消防費

11款 公債費

12款 諸支出金

13款 予備費

第2条の第2表 地方債（災害援護貸付金を除く）

第3条 一時借入金

第4条 預金債権と地方債債務の相殺

第5条 歳出予算の流用

3月9日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第1号議案から第4号議案まで、第6号議案、第7号議案、第14号議案から第25号議案まで、第27号議案、第28号議案及び第32号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年3月17日

犬山市議会議長

三浦知里様

民生文教委員長

岡 覚

日時 令和5年3月13日 午前10時00分から
午後3時57分まで
令和5年3月14日 午後1時02分から
午後2時00分まで

場所 第2委員会室

出席委員 令和5年3月13日 5名（全員）

令和5年3月14日 5名（全員）

付託議案

- 第8号議案 犬山市手数料条例の一部改正について
- 第9号議案 犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正について
- 第10号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11号議案 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第13号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第25号議案 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について（民生文教委員会の所管に属するもの）
- 第26号議案 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第32号議案 令和5年度犬山市一般会計予算
第1条の第1表 歳入歳出予算中
歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入
歳出 2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費）
3款 民生費
4款 衛生費（1項保健衛生費）
9款 教育費
第2条の第2表 地方債（災害援護貸付金）
- 第33号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算
- 第34号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算
- 第36号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計予算
- 第37号議案 令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第46号議案 工事請負契約の締結について（犬山南小学校改築工事）

3月9日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第8号議案から第13号議案まで、第25号議案、第26号議案、第32号議案から第34号議案まで、第36号議案、第37号議案及び第46号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、新年度予算編成に合わせ令和4年10月27日付にて行った市長への申入れで、本年2月10日付4犬総第172号で回答のあったタクシー助成制度について再度議論した結果、当該回答内容については、未だ当局との議論の余地があるものとの結論に達しました。よって、引き続き民生文教委員会にて協議・検討を行うこととなったことを申し添えます。

建設経済委員会審査結果報告書

令和5年3月17日

犬山市議会議長

三浦知里様

建設経済委員長

柴田浩行

日時 令和5年3月13日 午前9時59分から
午後1時19分まで

令和5年3月14日 午前9時57分から
午前11時53分まで

場所 第3委員会室

出席委員 令和5年3月13日 6名（全員）

令和5年3月14日 6名（全員）

付託議案

第5号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について

第25号議案 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について（建設経済委員会の所管に属するもの）

第30号議案 市道路線の廃止について

第31号議案 市道路線の認定について

第32号議案 令和5年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費）

5款 農林業費

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目
国際交流施設費を除く）

7款 土木費

10款 災害復旧費

第35号議案 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算

第38号議案 令和5年度犬山市水道事業会計予算

第39号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計予算

3月9日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第5号議案、第25号議案、第30号議案から第32号議案まで、第35号議案、第38号議案及び第39号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（三浦知里君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（三浦知里君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、第1号議案に対する討論を行います。

5番 岡村千里議員。

〔5番 岡村君登壇〕

◎5番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党犬山市議団、岡村千里です。私は、第1号議案、犬山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例の制定は、デジタル関連法により、抜本的に改定された個人情報保護法に基づく試行条例を定め、従来の犬山市個人情報保護条例を廃止するものです。自治体の個人情報保護は、国の共通ルール化されたものとなり、自治体が独自の保護措置を行おうとしても、必要最小限のものしか認められないという縛りがかかっています。

条例リセットの最大の目的は、オープンデータ化とオンライン結合を自治体に行わせることです。住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体が保有する情報を出させようとするものです。

国会でも日本共産党は、個人情報保護法改定案が、個人の権利、利益を保護するという法目的の実効性に乏しいままである点を指摘いたしました。

改定された個人情報保護法で規定される事項は、改定法の内容に切り替えられ、収集の制限や目的外利用、外部提供などの利用の制限、オンライン結合の制限などの歯止めは取り外されてしまいます。個人情報保護法は、個人の情報の保護が後退する、また、地方自治も後退すると考え、認められません。

よって、個人情報保護法に基づいて、必要な事項を定める本条例の制定に反対するものです。

各議員の皆様にはご賛同賜りますようお願いいたしまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 17番 久世高裕議員。

〔17番 久世君登壇〕

◎17番（久世高裕君） 第1号議案の犬山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今の反対討論を聞いていまして、一言で言うと浅い理由だと言わざるを得ないと思います。利用の制限が緩くなるということを述べられていたんですけども、決してそうではないです。今の岡村議員の討論の中で、それに該当し得るとすれば、新たに設けられた仮名加工情報という枠に限っての話でありまして、そこに関しても外部提携は基本的には禁じられています。だから、ちょっと今の討論の中で、何を指しているのか分からない部分があったので、もう少し具体的な討論をいただきたいなというのが率直な感想です。

じゃあ、どういふふうには法律のほうが変わっているかということですが、まず、罰則が強化されています。今まで個人の場合、情報漏えいなどがあつた場合には、違反する行為があつた場合には、罰金は30万円、これは法人も一緒です。30万円でした。それが個人は100万円、法人に至つては1億円に引き上げられています。懲役に関しても、6か月だつたものが1年以内といふふうになつていたり、あとは短期保有データと言ひまして、6か月以内に消去されるデータに関しては、今までは個人情報として扱われていなかったんです。それも今回の改正法では、保護すべき個人情報を含むといふことになつていたり、ほかには情報漏えい時に個人情報保護委員会といふところに報告する義務も設けられています。ですから、決して緩くなつていゝるわけではなくて、逆に強化されている部分もあるといふことが一つの事実です。

もう一つ、仮名加工情報に関しても、ただ緩くなつていゝるといふわけではなくて、基本的には保有している機関の内部利用を想定しているものです。だから、自治体に関しても、例えば税務データなどをほかの子育て支援の政策に生かすと、それをAIなどを利用して、より有効で効果のある政策に反映するといふことができるようにするものでもあるので、決してそれが危ういものではないといふこともご理解をいただければと思ひます。これからの社会に当たつては、こうした改正は必須のものであつて、至つて常識的な改正だといふのが率直な印象です。

しかも、この条例の案は、法律の施行条例でして、いわゆる権利といふのはいろいろあるんですけど、自分の個人情報を守る権利、いわゆるプライバシーを守る権利といふのは、以前からも確立されているところなんです。今では、そうではなくて、ただ守るだけではなくて、自分がその情報をコントロールできる権利、いわゆる自己決定権といふ形で、権利の解釈も変わつてきていますので、自分の個人情報が今どういふふうには管理されているかといふことを請求する権利が非常に大事なわけなんです。

この施行条例案の中では、それが法律では30日になつていゝるところが14日になつていたりとか、そこの部分では住民に利益のあるようにつくられていゝるものなんですので、これに反対するといふことは、住民の利益を阻害するといふことにつながつてしまひますので、よくないなといふことを思ひます。

したがひまして、この条例案に賛同いただきますようにはお願いをいたしまして、討論とさせていただきます。

◎議長（三浦知里君） 次に、第13号議案及び第33号議案に対する討論を行います。

13番 岡 覚議員。

〔13番 岡君登壇〕

◎13番（岡 覚君） 日本共産党犬山市議団、岡 覚です。第13号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正について、及び第33号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

先ほどは民生文教委員長の立場から、委員会の審査結果報告を全員一致をもって可決すべきものと決ましましたと報告いたしました。私が委員長職に就いており、この2議案に対しての態度を委員会では表明しなかつたことによるものであります。改めて反対討論によつて、

私の態度も明確にいたしたいと思います。

第13号議案と第33号議案は、それに伴う予算でありますので、関連がありますので、一括で報告いたしたいと思います。

第13号議案の全員協議会資料でも、この間、国民健康保険税条例が値上げに次ぐ値上げがされてきたことに触れられています。そして、国民生活は今、電気料金をはじめとして、諸物価の高騰により、大変大きな苦しみの中にあります。こうした中で、全員協議会資料では、今年度においても増税は避けられないという結論に至り、令和5年度の税率改定は、令和4年度に引き続き、全体の課税総額を9.5%引き上げる答申内容となったという苦渋の選択が示されています。

しかし、市民生活、国民健康保険加入者の暮らしを考えたときに、この値上げは到底容認できるものではありません。よって、ここに税条例の改正について、反対の意を表明すると同時に、この値上げ分を国民健康保険加入者に押しつける中身になっております第33号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算にも合わせて反対の意を表明いたします。

ぜひ皆さんにもご賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 11番 玉置幸哉議員。

〔11番 玉置君登壇〕

◎11番（玉置幸哉君） 11番、玉置幸哉です。私からは、第13号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正について、及び第33号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

近年、例を見ない物価高騰の中、単純な二者択一で市民生活を圧迫する増税をするしかないと言えば、誰しも増税は避けたいのと、私も思います。みんなも思っていると思います。

しかし、国の国民健康保険改革以降、当市の国民健康保険会計は大きな財政変動に見舞われ、当時の水準から30%以上の負担が必要とされてまいりました。これを受けて、平成30年度の運営協議会として、10年ぶりの増税とする答申を決めた、そのときには、岡議員も運営協議会の会長として取りまとめを行っていた立場だというふうに私は記憶をしております。

それ以来、毎年5回から6回の議論を重ね、市民生活をにらみながら、慎重に激変緩和しながら、増税をしてまいりました。時には据え置くという選択も行っていました。

コロナ禍の中で、令和2年、3年度については、県内でも受診控えの傾向が見られ、医療費の増減は余りありませんでしたが、今年度辺りから元に戻りつつあります。加えて、今後の医療費は再び増加していくという予想もされております。

それに伴い、県へ市が支払う納付金額は増加をしていきます。そういった中で、運営協議会では、市長に対しても建議書を添えて答申をしたり、また、この議会の中でも議員全員一致して県や国に対して意見書を提出もし、様々な努力をしてきたというふうに思っています。

今回の運営協議会の答申を見ていただければ、市民生活への影響を最小限とすることを最優先に議論を重ねて、被保険者代表の皆さんの意見も伺った上で、来年度の増税は避けられないとの結論に至りました。

答申には来年度の増税以後については、国や県への財政支援の働きかけを強めるとしてい

ます。さきの久世議員の一般質問でもあったように、国民健康保険特別会計の枠のみならず、運営協議会では、法定外繰入れをしてでも、保険税負担の増加を抑制すべきではという議論もしております。

原市長からも、国や県に対して要望するとともに、市民にとって最善の方向を模索したいとの意欲ある答弁もされております。

こうしたことから、今回の税率改正や予算案は、委員全員で熟慮を重ねた運営協議会の答申を尊重して、この本会議にかけられたものであることから、議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 第13号議案及び第33号議案に対する討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第1号議案、犬山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立多数。ご着席ください。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案、犬山市個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案、犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案、犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第5号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案、犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案、犬山市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案、犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案、犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案、犬山市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

再 開

午前10時34分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は16名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、第13号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立多数。ご着席ください。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

再 開

午前10時35分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は17名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、第14号議案、犬山市職員の再任用に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案、犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案、犬山市職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案、犬山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案、犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案、犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案、犬山市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案、犬山市職員の降給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案、犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案、犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案、犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正についてを採決いた

します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案、犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案、楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案、犬山市基本構想及び基本計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案、市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案、令和5年度犬山市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

再 開

午前10時43分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は16名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、第33号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立多数。ご着席ください。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

再 開

午前10時43分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は17名であります。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、第34号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案、令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案、令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案、令和5年度犬山市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案、工事請負契約の締結について（犬山南小学校改築工事）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2 令和5年請願第1号及び請願第2号

◎議長（三浦知里君） 日程第2、令和5年請願第1号及び請願第2号を一括議題といたします

す。

民生文教委員長から委員会の審査結果の報告を求めます。

岡民生文教委員長。

〔民生文教委員長 岡君登壇〕

◎民生文教委員長（岡 覚君） お手元にお届けの報告書の朗読をもって、請願審査結果をご報告いたします。

請願審査結果報告書

令和5年3月17日

犬山市議会議長

三浦知里様

民生文教委員長

岡 覚

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件名 令和5年請願第1号
『保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書』
審査年月日 令和5年3月14日
審査結果 全員一致で趣旨採択
2. 件名 令和5年請願第2号
『子どもたちの命を守り、豊かな育ちを保障するために配置基準の改善を求める請願書』
審査年月日 令和5年3月14日
審査結果 賛成多数で趣旨採択

以上であります。委員会の決定をぜひ参考にし、尊重していただきますようお願いを申し上げ、報告いたします。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより請願の採決を行います。

最初に、令和5年請願第1号、保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

令和5年請願第1号を趣旨採択とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立全員。ご着席ください。よって、令和5年請願第1号は趣旨採択と決しました。

次に、令和5年請願第2号、子どもたちの命を守り、豊かな育ちを保障するために配置基準の改善を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

令和5年請願第2号を趣旨採択とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立の議員の数と同数となりますので、議長裁決をさせていただきます。私の意見としては趣旨採択で行きたいと思っております。ご着席ください。よって、令和5年請願第2号は趣旨採択と決しました。

20番 ビアキ アンソニー議員。

◎20番（ビアキ アンソニー君） 委員長報告を求める動議を出します。

請願第5号、犬山市立小学校教員による児童生徒に対する強制わいせつ事件に関し山田拓郎市長・滝誠教育長の対応の検証・調査・改善及び説明を求める請願について、それに対して民生文教委員会委員長報告を求める動議を提出いたします。

以上です。

◎議長（三浦知里君） ただいまビアキ アンソニー議員から動議が出されました。

ただいまのビアキ議員の動議に賛成する議員はいらっしゃいますか。

〔賛成者確認〕

◎議長（三浦知里君） この動議は所定の賛成者がいないため、不成立となりました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

再 開

午前11時20分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（三浦知里君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま議会運営委員会から、委員会提出議案2件、当局から追加議案4件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号並びに第47号議案から第50号議案までを直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 委員会提出議案第1号

◎議長（三浦知里君） 最初に、委員会提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

中村議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中村君登壇〕

◎議会運営委員長（中村貴文君） 議会運営委員長の中村貴文です。委員会提出議案第1号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

初めに、この案を提出するに当たり、その背景について申し上げます。

令和3年5月19日にデジタル社会形成整備法の公布に伴い、個人情報保護法が改正され、従来は条例によって規定されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の法律による全国共通ルールが直接適用されることになりました。

これを受け、今議会においては、先に行政当局から個人情報保護法施行条例の議案提出、議決がなされたところであります。

地方議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る法律の対象となっていないことと同様、この法律への移行対象からは除かれることとなっております。よって、議会についても議会以外の市の機関と同様の個人情報保護制度とするため、条例を制定するものであります。

それでは、主な内容をご説明いたします。

2ページをお開きください。

第1章は、第1条から第3条に総則として、条例の目的、定義、議会の責務について規定しています。

本条例は、犬山市議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにし、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的といたします。

5ページをお開きください。

第2章では、第4条から第16条に、個人情報等の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、個人情報の利用及び提供の制限などを定めるほか、個人情報の漏えい禁止など、情報の取扱いに従事する者の義務や漏えいを防止するために、個人情報を取り扱う者に対して、議会が講ずべき措置などについて定めるものであります。

11ページをお開きください。

第3章では、第17条に、議会が保有する個人情報ファイルのうち、一定の内容や規模を有するものについて、その利用目的などを記した個人情報ファイル簿を作成、公表しなければならないことを定めています。

13ページをお開きください。

第4章は、個人情報の開示、訂正及び利用停止を規定しています。

第1節では、第18条から第30条に、個人情報の開示に関し、自身の情報について開示を請

求する権利や、開示請求に関する手続などについて定めるものであります。

21ページからの第2節では、第31条から第37条において、議会が保有する個人情報のうち、自身に関する情報の内容が事実でないと思慮する際に、その訂正を請求する権利や、訂正請求に関する手続などについて定めるものであります。

23ページからの第3節では、第38条から第43条において、議会が保有する個人情報のうち、自身に関する情報の取扱いについて、この条例の規定に違反して行われていると思慮する際に、その利用停止、消去等を請求する権利や、利用停止請求に関する手続などについて定めるものであります。

26ページからの第4節では、第44条から第46条に、開示決定等に対して審査請求があったときは、個人情報保護審査会に諮問することなどについて定めるものであります。

27ページをお開きください。

第5章では、第47条から第51条に雑則として、適用除外事項や開示請求等をしようとする人に対する情報提供、この条例の運用状況の公表などについて定めるものであります。

附則として、この条例の施行の日を、令和5年4月1日とするものであります。

説明は以上となります。

議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願ひいたしまして、私の説明とさせていただきます。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

5番 岡村千里議員。

◎5番（岡村千里君） 5番の岡村千里です。これまで市で定めてきた個人情報保護条例のほうで、個人情報を守ることについては厳しく定められていまして、これに準じていくべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村議会運営委員長。

◎議会運営委員長（中村貴文君） 岡村議員の質疑にお答えいたします。

今回の条例は、これまでの個人情報保護条例が行政当局において個人情報保護法への制度一本化に伴って廃止されるため、法の適用範囲から外れる市議会について、議会以外の市の機関と同様の制度とするために、条例を制定するものであります。先ほど説明にもお話したとおりであります。

当局における全国共通ルールへの移行に合わせることで、従来の個人情報保護条例と今回の条例案とでは、規定ぶりに異なる点があります。しかしながら、先に当局側議案への議案質疑の答弁にもありましたとおり、個人情報や要配慮個人情報の保有に関しては、法令で定める所掌事務、または事務を遂行するため必要な場合に限られるなど、従来の運用と大きく変わるものではありません。したがって、これまでの個人情報保護条例は厳しいとか、新しい条例案は緩いとか、そういうふうには思っておりません。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 岡村議員。

◎5番（岡村千里君） 確認の意味で再質疑をさせていただきます。

今回は議会に関しては、個人情報保護法の適用外なんですけれども、やはりこれの保護法に内容が準じているというのはどうしてか、確認の意味でお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村議会運営委員長。

◎議会運営委員長（中村貴文君） 岡村議員の再質疑にお答えいたします。

岡村議員のご質疑のとおり、議会については当局と異なり、法による全国共通ルールへの移行は義務づけられておりません。しかし、議会側が独自制度の条例を制定し、当局側の制度と異なることとなると、同じ犬山市役所において保有する個人情報でありながら、適用される個人情報保護のルールが異なることとなります。

何より市民にとって自身の個人情報が同じ犬山市役所内で部署によって取扱いが異なり、開示請求などの手続が方法も異なるようなことは理解しがたいのではないかと考えます。そのために当局側の制度と同様の制度としているものであります。

このことは全員協議会において各議員にお示しし、ご協議いただいたものと理解しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（三浦知里君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号は、委員会提出であるため、委員会付託は省略いたします。

これより委員会提出議案第1号に対する討論を行います。

5番 岡村千里議員。

〔5番 岡村君登壇〕

◎5番（岡村千里君） 5番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。私は、委員会提出議案第1号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

犬山市議会における個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、従来の犬山市個人情報保護条例のほうが、個人情報を保護するという点で厳しく定められており、これに準じていくべきと考えます。

この条例は、平成10年につくられ、そして令和3年までに7回の改定がされています。1条から29条までからなるものです。

例えば、第6条の3で、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない、こういったことがありますけれども、新しい個人情報保護法には、こうした原則的な文言が入っておりません。

それから、特定の個人を容易に識別できないような加工をすれば、仮名加工情報ですけれ

ども、本人の同意なしに第三者に提供する仕組みということもあるんですね。これでいいのかということです。

市議会の条例を定めるに当たり、個人情報保護法に基づかなくてもよいのにもかかわらず、内容が準じているため反対といたします。

各議員の皆様におかれましては、ぜひご賛同賜りますようお願いいたします。

以上、反対討論といたします。

◎議長（三浦知里君） 続いて、17番 久世高裕議員。

〔17番 久世君登壇〕

◎17番（久世高裕君） 久世高裕です。委員会提出議案第1号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について賛成の立場で討論させていただきます。

今の反対討論、ちょっと事実確認が必要かなと思いましたが、仮名加工情報、本人の同意なしに第三者に提供できるというのは、どこの情報なのか、いろんなケースがあるんですけども、リスクがあったりとか、いろいろ危険はあるけど、原則としては内部利用を想定しているものです。ですから、原則禁止なんですよ、第三者提供というのは。だから、例外でいろんな危機管理のパターンはあるにしても、その原則をすっ飛ばしてそこだけ述べて、反対理由とするのは、いささか乱暴すぎる議論だなと思います。

討論なんで、厳しいとかいう言葉があったんですけど、厳しい、緩いという、もっと具体的にやらないと、ちょっと討論にならないと思いますね。

先ほどの当局議案のときでも申し上げましたように、かなり厳しくなっているんです、全体としては。だから、その部分だけを捉えて、そこが緩いと、だから反対だというのは、ちょっと雑な議論だなと言わざるを得ないと思います。

やっぱりこの犬山市議会、しっかり討論をして、議員間討議をして、政策立案機能を高めてきたので、ちょっとこの討論では悲しいなと思います。

やっぱりこれまで時間もあったので、私も副議長の所信表明のときに、この条例に関してちょっと触れました。ひな形が出たのは確かに遅かったかもしれないですけども、それに準じて議論する時間は十分あったはずです。

だから、ただ反対ではなくて、今の理由でおっしゃるのであれば、じゃあ、仮名加工情報のところを省いた形で修正案でも提案すればよかったのかなあと思うんですが、そういったこともされていないと。だから、厳しいとか緩いとかいう印象だけで賛成・反対というのを決めては、僕はちょっと議会としては時代に逆行していると言わざるを得ないので、今後もしっかりした議論のできる議会にするためにも、今後の反省として、その点は理解したいなと思っております。

委員長からも答弁があったように、決して全体的に緩いというものではないですし、時代の潮流に合った形に変わってきているというものですので、決して市民に不利益が及ぶものではないと。いたずらに不安をあおるような言説は現に慎むべきだと思います。ですので、この条例案は可決すべきものとして、ぜひ議員の皆様のご賛同を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（三浦知里君） 委員会提出議案第1号に対する討論は終わりました。

これより委員会提出議案第1号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立多数。ご着席ください。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程追加 委員会提出議案第2号

◎議長（三浦知里君） 次に、委員会提出議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

中村議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中村君登壇〕

◎議会運営委員長（中村貴文君） 議会運営委員長の中村貴文です。私から委員会提出議案第2号の説明をさせていただきます。

委員会提出議案第2号、犬山市議会委員会条例の一部改正についてをご説明いたします。

この案を提出しますのは、議員定数の削減に伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

次回犬山市議会議員選挙から議員定数が2人減になることに伴い、第2条第2項の表において、総務委員会の委員の定数を7人から6人、建設経済委員会の委員の定数を7人から6人に変更するものです。

第3条の2第2項では、議会運営委員会の委員の定数を10人以内から9人以内に変更するものです。

2ページにお戻りください。

この条例は、令和5年4月30日から施行するものとする。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

委員会提出議案第2号、犬山市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程追加 第47号議案

◎議長（三浦知里君） 次に、第47号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 第47号議案、犬山市副市長の選任について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市副市長、江口俊也の任期が、本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任者といたしまして、住所、犬山市大字羽黒字前川原93番地2、永井恵三、昭和36年8月29日生まれを選任するものであります。

その理由は、市民皆さんと犬山に寄り添い、やさしくげんきな犬山づくりのために行政経験も豊富で、現場主義であること、なお、職員をチーム犬山としてまとめる能力があることなど、副市長として犬山市の成長と課題に取り組んでいくのに適任と判断をし、永井恵三を選任するものであります。

経歴書及び所信を添付しておりますので、どうぞご参照いただきますようによろしく願いを申し上げます。

以上であります。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第47号議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより第47号議案、犬山市副市長の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立全員。ご着席ください。よって、第47号議案は、原案のとおり同意されました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

再 開

午前11時42分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま副市長に選任同意されました永井恵三さんから挨拶をしたい旨、申出がありました。

たので、これを許可いたします。

◎次期副市長（永井恵三君） 皆さんこんにちは。ただいま副市長の選任議案に対しましてご同意いただきまして、まことにありがとうございました。

私の副市長としての所信は、お手元にお配りを申し上げております議案のとおりでございます。よろしく願いいたします。

この4月からは私としましては、皆様と一緒に新しい市政、原市政を支えながら、一丸となって全力投球をして、新しい犬山を目指して頑張っておりますので、よろしく願いたいと思います。

簡単ではございますけど、ご挨拶をさせていただきました。このような機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

日程追加 第48号議案から第50号議案まで

◎議長（三浦知里君） 次に、第48号議案から第50号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第48号議案から第50号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。第48号議案から第50号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

江口副市長。

〔副市長 江口君登壇〕

◎副市長（江口俊也君） それでは、第48号議案、犬山市教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山市教育委員会教育長の滝 誠氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

後任者として、引き続き、滝 誠氏を任命するものです。

なお、経歴書及び所信を添付をしておりますので、ご参照ください。

次に、第49号議案、令和4年度犬山市一般会計補正予算（第17号）についてご説明いたします。

この補正は、犬山南小学校新校舎建築に係る国庫補助金の確定に伴い、令和4年度予算の財源更正を行うもので、令和5年度予算から同事業に係る経費を減額する第50号議案と合わせて、追加提案としてご審議をお願いするものでございます。

第1条は、財源更正による歳入予算の変更を行うもので、第2条は地方債の補正を行うものでございます。

次のページの見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳入におきまして、犬山南小学校の新校舎建築に係る国庫補助金を増額したほか、財源調

整として、財政調整基金からの繰入金の増額、市債の減額を計上いたしました。

なお、歳出については、財源更正のみとなりますので、補正額の変更は計上はございません。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正では、犬山南小学校整備事業の財源調整として、市債の額を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書などをご参照ください。

次に、第50号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条は、予算の総額から10億3,948万8,000円を減額し、総額を271億3,619万8,000円と定めるもので、第2条は、地方債の補正を行うものです。

次のページの見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げます。

9款の教育費で、犬山南小学校の新校舎建築に係る国庫補助金が、令和4年度予算として交付されることが確定したことにより、令和5年度に計上している工事費などの減額を行うものです。

また、歳入では、歳出に係る国庫補助金のほか、財源調整として森林環境譲与税基金及び財政調整基金からの繰入金、市債の減額を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正では、犬山南小学校整備事業の事業費減額に伴う財源調整として、市債の額の減額を行うものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書などをご参照ください。

以上、議案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

先ほど議会運営委員会の委員長から、議案精読のため10分設けるというお話がございましたが、ちょうどお昼時間になりましたので、皆さんにお諮りしたいと思います。

会議の途中ではありますが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第48号議案から第50号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 質疑なしと認め、第48号議案から第50号議案までに対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和5年2月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第48号議案	犬山市教育委員会教育長の任命について
第49号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算（第17号）
第50号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

◎議長（三浦知里君） 続いて申し上げます。

ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午後1時00分 休憩

再開

午後1時35分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

岡民生文教委員長。

〔民生文教委員長 岡君登壇〕

◎民生文教委員長（岡 覚君） お手元にお届けしてあります報告書の朗読をもちまして、民生文教委員会の報告をいたします。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（三浦知里君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年3月17日

犬山市議会議長

三浦知里様

日 時 令和5年3月17日 午後1時05分から
午後1時11分まで

場 所 第2委員会室

出席委員 令和5年3月17日 5名（全員）

付託議案

第48号議案 犬山市教育委員会教育長の任命について

第49号議案 令和4年度犬山市一般会計補正予算（第17号）

第50号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第48号議案については全員一致をもって原案のとおり同意、第49号議案及び第50号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

◎議長（三浦知里君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第48号議案、犬山市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（三浦知里君） 起立多数。ご着席ください。よって、第48号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第49号議案、令和4年度犬山市一般会計補正予算（第17号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、2月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

◎議長（三浦知里君） 議員各位に申し上げます。3月31日をもって退任されます江口副市長より退任の挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

江口副市長。

◎副市長（江口俊也君） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。簡単ではありますが、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

私は昭和59年の4月1日に入庁いたしました。昭和59年の4月1日は日曜日として、4月2日に辞令をもらったんですけれども、4月1日の日曜日は、社会人になる1日前ということで、今日は1日のんびりするかと思っておりましたら、市役所から電話がかかってきて、あなたの勤務先はもう決まっているから、人手が足りんから仕事に來いと言われて、4月1日に仕事に來た覚えがあります。それも、もう朝8時からそれだったんですけれども、ちょっとかなと思ったんですが、何のことはない夜8時か9時ぐらいまで仕事をさせられまして、結果としては次の日から同じような仕事が始まっていったものですから、ある意味、誰もいない市役所で仕事を少しだけかじることができたのはよかったかなというふうに思いました。

議場での挨拶ですので、私が担当させていただいた業務の中で、特に議員の皆様と熱く意見交換をすることになった思い出を少しお話ししたいと思っておりますが、一番最初は、多分、平成12年度から犬山駅西再整備事業という担当をしております、これはこの市役所を郊外へ移転させて、この市役所の跡地を駅前再開発するという事業でした。午前中最後に、新しく副市長として挨拶をしました永井さんは、その移転するほうの庁舎の業務をやっていたんですけれども、あとあそこに小川清美さんが中心市街地活性化ということで、3人そろって仕事をしていたわけなんですけれども、それが最初だったと思っております。

その駅西再整備事業は、その後、犬山市初の住民監査請求につながり、その後、犬山市初の住民訴訟というようになっていったことを強烈に覚えております。

その後、平成16年のときに、当時、小泉内閣が構造改革特区と地域再生ということで、そういういろんな政策を打ち出されていたんですが、犬山市でも地域再生計画の承認を受けて、外縁部構想というのを担当させていただきました。外縁部構想というのは、城下町と国道41号線の周辺にあるいわゆる外縁部をツインシティということで、両方合わせてまちづくりをやっていきましょうという事業だったんですが、その事業を担当していました。それは平成18年度ぐらいのときに、そのきっかけとして道の駅をやっていこうということで、そういう事業展開になったことを記憶しております。

その後、今度異動しまして、どっちかと言うと内部管理のほうに移りまして、人事の担当になったんですが、最初の仕事は人事評価制度をつくれという仕事でして、それを今に至るまで、なかなかこれは完成しなというふうには思っていますが、試行錯誤しながら進めているところです。

一番直近だと、平成25、26、27年ぐらいのときに、新体育館、羽黒中央公園と内田防災公園を、当時、都市計画の課長として担当していきまして、これは随分皆さんにかわいがっていただいたと思っています。でも、そのときに初めて、委員会でも否決というようなことがあったんですけども、議会ってやっぱり怖いなというのをすごく肌で感じた覚えがあります。本当に一生懸命勉強していかんとあかんよねというのを痛烈に感じたことを記憶しております。

そんなこんなで39年、何とか勤めることができて、少しでも犬山市の発展に力を発揮することができていれば、幸いだというふうに思っています。

最後になりますけれども、犬山市がますます発展するとともに、皆様方がますますご活躍されることをご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 副市長、長い間、ありがとうございました。お世話になりました。

お諮りいたします。

これをもって、令和5年2月犬山市議会定例議会を閉じたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和5年2月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後1時44分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第1号議案	犬山市個人情報の保護に関する法律 施行条例の制定について	令和5年. 2. 21	原案可決	令和5年. 3. 17
第2号議案	犬山市個人情報保護審査会条例の制 定について	〃	〃	〃
第3号議案	犬山市消防庁舎建設基金の設置及び 管理に関する条例の制定について	〃	〃	〃
第4号議案	犬山市総合計画審議会設置条例の一 部改正について	〃	〃	〃
第5号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改 正について	〃	〃	〃
第6号議案	犬山市会計年度任用職員の給与及 び費用弁償に関する条例の一部改 正について	〃	〃	〃
第7号議案	犬山市税条例の一部改正について	〃	〃	〃
第8号議案	犬山市手数料条例の一部改正につい て	〃	〃	〃
第9号議案	犬山市子ども・子育て会議条例等の 一部改正について	〃	〃	〃
第10号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例及び犬山市家庭的保育 事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃
第11号議案	犬山市訪問看護ステーションの設置 及び管理に関する条例の一部改正に ついて	〃	〃	〃
第12号議案	犬山市国民健康保険条例の一部改正 について	〃	〃	〃
第13号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改 正について	〃	〃	〃
第14号議案	犬山市職員の再任用に関する条例の 廃止について	〃	〃	〃
第15号議案	犬山市人事行政の運営等の状況の公 表に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第16号議案	犬山市職員の定年等に関する条例の 一部改正について	〃	〃	〃

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第17号議案	犬山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	令和5年. 2. 21	原案可決	令和5年. 3. 17
第18号議案	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第19号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第20号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第21号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第22号議案	犬山市職員の降給に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第23号議案	犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について	〃	〃	〃
第24号議案	犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第25号議案	犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について	〃	〃	〃
第26号議案	犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第27号議案	楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃
第28号議案	犬山市基本構想及び基本計画の策定について	〃	〃	〃
第29号議案	投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	令和5年. 2. 24
第30号議案	市道路線の廃止について	〃	〃	令和5年. 3. 17
第31号議案	市道路線の認定について	〃	〃	〃
第32号議案	令和5年度犬山市一般会計予算	〃	〃	〃
第33号議案	令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算	〃	〃	〃
第34号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算	〃	〃	〃
第35号議案	令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算	〃	〃	〃

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第36号議案	令和5年度犬山市介護保険特別会計予算	令和5年. 2. 21	原案可決	令和5年. 3. 17
第37号議案	令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃
第38号議案	令和5年度犬山市水道事業会計予算	〃	〃	〃
第39号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計予算	〃	〃	〃
第40号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算(第16号)	〃	〃	令和5年. 2. 24
第41号議案	令和4年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃
第42号議案	令和4年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃
第43号議案	令和4年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃
第44号議案	令和4年度犬山市水道事業会計補正予算(第5号)	〃	〃	〃
第45号議案	訴え提起前の和解について	〃	〃	〃
第46号議案	工事請負契約の締結について(犬山南小学校改築工事)	令和5年. 3. 6	〃	令和5年. 3. 17
第47号議案	犬山市副市長の選任について	令和5年. 3. 17	同意	〃
第48号議案	犬山市教育委員会教育長の任命について	〃	〃	〃
第49号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算(第17号)	〃	原案可決	〃
第50号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃
委員会提出議案第1号	犬山市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	〃	〃	〃
委員会提出議案第2号	犬山市議会委員会条例の一部改正について	〃	〃	〃
令和4年請願第5号	犬山市立小学校教員による児童生徒に対する強制わいせつ事件に関し山田拓郎市長・滝誠教育長の対応の検証・調査・改善及び説明を求める請願	令和4年. 11. 9	審議未了	—

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
令和5年 請願第1号	保育士配置基準改善を求める意見書の提出を求める請願書	令和5年. 3. 9	趣旨採択	令和5年. 3. 17
令和5年 請願第2号	子どもたちの命を守り、豊かな育ちを保障するために配置基準の改善を求める請願書	〃	〃	〃
令和4年 陳情第19号	「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情	〃	拝聴しました	——
令和4年 陳情第20号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	〃	〃	——
令和5年 陳情第1号	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情	〃	聞き置く	——
令和5年 陳情第2号	介護保険制度の改善を求める陳情	〃	拝聴しました	——
令和5年 陳情第3号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情	〃	〃	——
令和5年 陳情第4号	政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事を求める陳情書	〃	聞き置く	——